

寒河江市都市公園施設長寿命化計画
概要版

令和3年2月

山形県寒河江市建設管理課

1. 公園施設長寿命化計画の背景と目的

1.1 はじめに

我が国では、昭和30年代から40年代の高度経済成長期に整備された公共施設等の社会資本ストックの老朽化が急速に進行しており、厳しい財政状況のなかで安全・安心を確保した効率的な施設の維持管理が重要な課題となっています。

このような中、国土交通省は各自治体に対し、都市公園の計画的な維持管理を推進するため、平成24年4月に公園施設の長寿命化計画に関する基本的な計画策定の考え方を示した「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（以下、「指針案」という。）を作成し、平成30年10月に改定しました。

寒河江市の現状：

- ▶ 計画対象の都市公園18箇所は、昭和40年代から急速に整備され、日常的に維持管理してきましたが、設置後約50年を経てこれらの公園に設けられた公園施設は劣化や損傷が顕著になりつつあります。
- ▶ 雪害と考えられる木部腐朽、モルタル剥離、鋼材の腐食・変形が生じ、建築物では著しい天井漏水や外壁損傷が認められます。また、使用頻度が低く放置された施設もあり安全・景観上の課題も顕在化しています。
- ▶ 遊具は特に幼児・学童の安全を優先的に確保するため、これまで財政的に可能な範囲で修繕・更新を行ってきたところですが、設置施設数が多く、十分に維持保全できていないのが現状です。

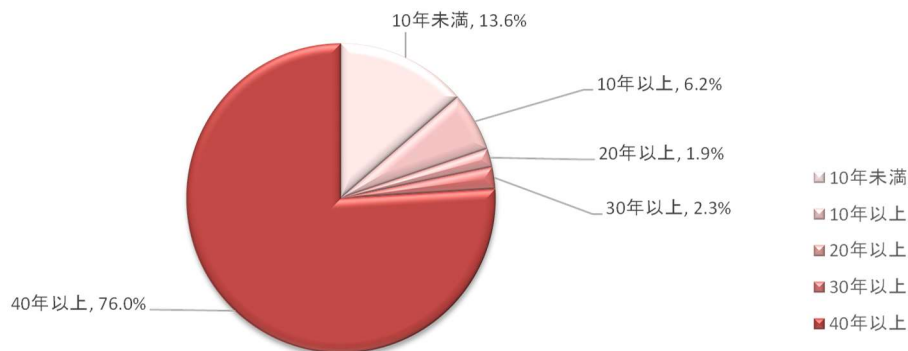


1.2 公園施設の設置後経過年数

計画対象公園施設は設置から40年以上経過した施設が約8割を占めます。

表・公園施設の設置後経過年数

	10年未満	10年以上	20年以上	30年以上	40年以上
施設数	42	19	6	7	234
割合	13.6%	6.2%	1.9%	2.3%	76.0%



図・公園施設の設置後経過年数

注釈) 図表の中の割合の数値は、統計上の端数処理をしているため、その合計は必ずしも100%になるものではありません。

2. 寒河江市公園施設長寿命化計画の概要

2.1 都市公園整備状況

寒河江市が管理する都市公園は、46箇所（令和2年3月時点）です。

(令和2年3月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
46	71.4ha	1.75 m ²

2.2 計画期間（西暦）

本計画は、令和3年度（2021）から令和12年度（2030）までの10年間の計画とします。

2.3 計画対象公園

計画の対象公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園」（公園または緑地）のうち、施設の老朽化、利用状況及び社会的要請などを総合的に勘案し、早急に計画的な維持管理が必要な18公園を選定しました。

表・種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
14	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	18

表・対象公園一覧表

公園名称	公園種別	公園面積 (ha)
寒河江公園	総合公園	33.12
西根公園	近隣公園	1.40
八幡原第1号公園	街区公園	0.30
八幡原第2号公園	街区公園	0.70
八幡原第3号公園	街区公園	0.20
若葉町公園	街区公園	0.20
船橋公園	街区公園	0.20
丸内公園	街区公園	0.25
南町公園	街区公園	0.18
幸田町公園	街区公園	0.17
南部公園	街区公園	0.28
本楯公園	街区公園	0.11
東寒河江第1号公園	街区公園	0.30
東寒河江第2号公園	街区公園	0.13
落衣前第2号公園	街区公園	0.30
新山公園	街区公園	0.33
三泉ふるさと公園	広場公園	0.28
中央工業団地やくわ公園	近隣公園	0.87

3. 計画対象施設の劣化・損傷状況(調査結果)

3.1 概略判定

調査では、後の計画策定における優先度決定の目安とするため、劣化・損傷状況について下表に示した判定評価基準に準じた評価（概略判定）をしました。

表・健全度判定評価基準

ランク	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に健全である。 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 緊急の補修の必要はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に劣化が進行している。 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に顕著な劣化である。 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

3.2 概略判定結果

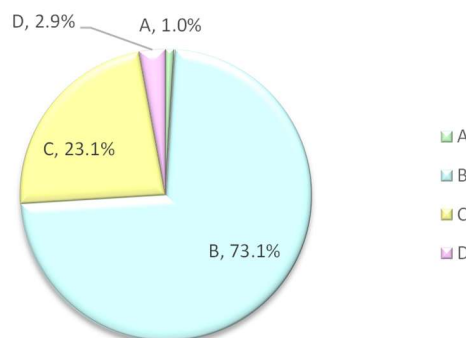
計画対象公園について現地調査した結果は下表に示すとおりです。

B判定は、他の判定に比べて判定の基準幅が比較的広いこともあり、調査対象施設の73.1%を占めています。また、補修もしくは更新が必要なC・D判定が26.0%、施設数で80施設となり、全体の4分の1を占めています。

この結果、本計画では全308施設を計画対象施設とします。

表・概略判定内訳

	概略判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (221)	1	181	34	5	D判定は利用禁止とした
b. 遊具等 (68)	2	35	28	3	D判定は利用禁止とした
c. 土木構造物 (7)	0	6	0	1	D判定は利用禁止とした
d. 建築物 (9)	0	2	7	0	
e. 各種設備 (3)	0	1	2	0	
計	3	225	71	9	
割合	1.0%	73.1%	23.1%	2.9%	



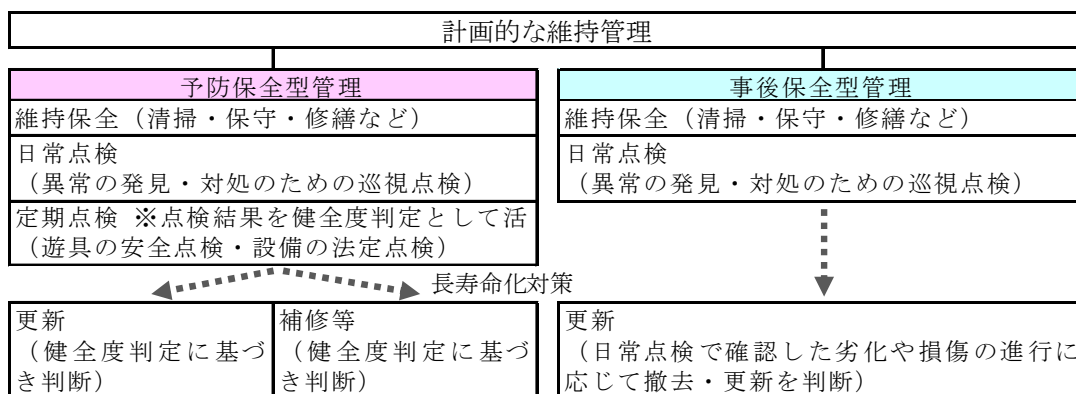
図・概略判定結果割合

注釈) 図表の中の割合の数値は、統計上の端数処理をしているため、その合計は必ずしも100%になるものではありません。

4. 公園施設長寿命化計画の策定

本計画では、施設利用の安全性及び利便性を確保するために、劣化・損傷の著しい施設を対象に長寿命化計画を策定することとし、少子高齢化の進展や利用者ニーズを考慮しつつ、メリハリのあるストックマネジメントを導入することで、施設の修繕・更新を進めるものとします。

計画の実施に際しては、公園施設を特徴に応じて2つに管理類型化して長寿命化対策を実施し、ライフサイクルコストを縮減しつつ、計画的な維持管理に努めます。



図・予防保全型管理と事後保全型管理の概念図

4.1 概算事業費の算出

計画対象公園施設個々の管理類型を踏まえ、各施設の更新見込み年度を算定し、施設更新費の概算工事費を算出しました。この結果、計画期間（令和3年度（2021）～令和12年度（2030））となる今後10年間に必要となる更新費の総額は、約19億円となり財政的に大きな負担が生じるものとなりました。

4.2 事業費の平準化

現実的な公園施設長寿命化計画策定のため、市の財政状況等を考慮しつつ、次の方針によりメリハリのある計画としました。

- 向こう10年間の更新費の年次総額を概ね3,000万円とします。
- 健全度調査の総合判定がC・D判定施設を優先して更新します。
- 次に、安全性の確保が強く求められる遊具を優先して更新します。
- 公園利用者が直接利用する施設であるトイレ、四阿、パーゴラ等を優先し、その他の舗装、側溝、柵類等は優先順位を低くします。